

会 議 録

1 附属機関等の会議の名称

令和3年度第1回美里町スポーツ推進審議会

2 開催日時 令和3年12月1日（水）午後6時から午後7時27分まで

3 開催場所 美里町中央コミュニティセンター 第3研修室

4 会議に出席した者

（1）委員

武田高誠会長、大野一郎委員、伊藤美智子委員、今泉道子委員、
齋藤直樹委員、佐々木順委員、只野幸雄委員、戸羽康雄委員、
早坂美名子委員、横山新作委員

（2）事務局

まちづくり推進課長 齋藤寿
スポーツ推進係長 後藤充

5 議題及び会議の公開・非公開の別 公開

6 非公開の理由

7 傍聴人の人数 0人

8 会議資料 別紙のとおり

9 会議の概要

美里町スポーツ施設条例の改正内容の説明と、町からスポーツ団体への補助金について、補助金要請書の内容を確認し、委員会からの意見等を求めた結果、適正と認められた。

【午後 6 時 開会】

事務局 (後藤係長)	本日はお忙しい中、御参会いただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、開会したいと思いますのでよろしくお願いいたします。 ただ今より令和 3 年度第 1 回美里町スポーツ推進審議会を開会いたします。 初めに、本審議会会長であります武田会長から御挨拶をいただきます。
武田会長	【挨拶】
事務局 (後藤係長)	ありがとうございました。 ここで本日の議事案件について、町長から会長へ諮問をいたします
町長 (齋藤課長)	町長の代理で、今回の諮問について会長へお渡しします。
事務局 (後藤係長)	続きまして、会議の成立について御報告申し上げます。本日の会議には委員総数 10 人中、10 人の御出席をいただいております、委員総数の 2 分の 1 以上が出席しているため、美里町スポーツ推進審議会条例第 5 条第 2 項の開催要件を満たしていることを報告します。 また、本審議会は、美里町附属機関等の会議の公開に関する規則により、原則として公開することになっておりますので、予め御了承願います。 それでは、美里町スポーツ推進審議会条例第 5 条第 1 項の規定により、会議の議長は会長が務めることと定められておりますので武田会長をお願いいたします。
議長 (武田会長)	それでは、議長として議事の進行をさせていただきます。 次第の 3 議事を進めてまいります、最初に会議録について前回と前回と同じ要約筆記でよろしいでしょうか。 (はいの声) 次に、会議録署名委員及び会議録書記を選出します。会議録署名委員については、毎回名簿の順番とさせていただきますので、只野委員と戸羽委員の 2 人をお願いします。 会議録書記については、事務局をお願いします。 それでは議事の(1)「美里町スポーツ施設条例の改正について」事務局からお願いします。
事務局 (後藤係長)	それでは、議事(1)の「美里町スポーツ施設条例の改正について」説明をさせていただきます。

	(資料 1 及び 2 について、説明)
事務局 (齋藤課長)	今の説明について、補足説明させていただきます。 (条例改正内容について、補足説明)
議長 (武田会長)	突然の条例改正の説明で分かりづらいかと思いますが、委員の方から御意見等ございますか。
齋藤委員	トレーニング室の利用時間が 2 時間まで 200 円とした理由は。他市町の施設では、もっと長い時間利用できている。
事務局 (後藤係長)	利用時間を 2 時間とした理由は、設置する機械が 8 台の為、多くの人に有効に使ってもらうため、2 時間に設定したものです。 200 円については、他の市町の施設と比較し、機械台数も少ないため 200 円にしました。
事務局 (齋藤課長)	近隣の市町の料金は 100 円から 300 円の設定です。利用時間についてはもっと長いのですが、中間の 200 円で設定しました。
齋藤委員	鹿島台の鎌田記念館ではランニングマシンが 2 台だけだが、込み合ったときは利用時間の制限や予約をするなどしている。2 時間では利用者は物足りないのではないか。
早坂委員	美里町として初めてやるので、町としてやるのが大事だと思います。
齋藤委員	使う人はずっと使っている。込み合うときは融通できる様にして欲しい。
事務局 (齋藤課長)	まちづくり推進課と、体育協会で施設見学したところでは、機械の予約をしているところもあります。 混んでいなければ、長時間の利用もいいのですが、混んでいるときは予約するなど利用者同士でうまく使ってもらいたいと考えています。
横山委員	2 時間は 1 人 2 時間か、2 時間終了後、料金を払ってまた利用してもよいのか。
事務局 (齋藤課長)	1 人 1 回 2 時間と考えていますが、施設が空いていれば再度料金を払って利用してもらってもいいと思います。 時間については、利用者の意見を聞きながら見直しをしていきたいと思っています。
議長 (武田会長)	トレーニング室の使い方は、経験がないので体育協会と町で施設見学や、利用料、利用者の状況を調べている。今回 2 時間 200 円でスタートしてみて、状況が変われば、利用者のニーズに合わせて変えてもらいたい。
齋藤委員	スイミングセンターの団体貸切使用で、定期券を買って団体活動

	してきた。今後定期券を買わなくても団体貸切利用ができるのか。
事務局 (齋藤課長)	これまでの団体活動は、団体の構成員が定期券を買っている団体は 200 円、それ以外の団体活動の場合は 1,000 円の貸切利用料になります。
齋藤委員	個人でもレーンの貸切は出来るのか。
事務局 (齋藤課長)	団体貸切なので、個人の貸切はできません。
早坂委員	団体貸切利用の場合ですね
事務局 (齋藤課長)	団体貸切利用の区分になります。 個人では貸切利用はできません。
齋藤委員	自分達の団体でプールの活動再開を考えている。
議長 (武田会長)	これまでの団体貸切利用の表現がわかりにくいといわれてきました。今回直してわかりやすくしました。
齋藤委員	プールを使っていない人から見ればわかりづらい。 指導者がいないときに団体活動してもいいのか。
事務局 (齋藤課長)	団体利用者が、しっかりしていれば問題ないと考えてます。
伊藤委員	団体登録していれば、先生の有無は関係ないのか。
事務局 (齋藤課長)	団体として、スポーツ活動で使用してもらいたいです。
議長 (武田会長)	トレーニングマシンと一緒に、限られた中で使うので、特定の人だけ使うと、使えない人が出てくる。 料金の支払い方をわかりやすくする条例の改正案です。
早坂委員	年間の利用登録はできないのか。
齋藤委員	プールの場合、年間利用登録はありません。 団体貸切利用で、コースの利用人数を明確にしてもらいたい。貸切利用して泳いでいても、隣のレーンが空いていることもあり、使わせてもらいたい。
事務局 (齋藤課長)	そこが難しいところです。指定管理者のダンロップと協議をして、団体貸切利用者が、プールが空いているときに、貸切の追加が柔軟にできるよう、うまく使える方法を探っていきます。
只野委員	トレーニングセンターの利用者講習の周知方法は。
事務局 (齋藤課長)	町の広報誌を使って周知していきます。
早坂委員	トレーニングマシンの購入は、町で購入したのか。
事務局	美里町体育協会が購入し、町が無償でお借りして、トレーニング

(齋藤課長)	センターのトレーニング室に設置し、使ってもらう予定です。
議長 (武田会長)	住民の声で、トレーニング室の要望があり、体育協会で工面をしてここまでこぎつけた。町と協力して進めていきます。
伊藤委員	合併前の南郷体育館の２階に、トレーニングの機械があったが、なくなった。
齋藤委員	講習会をして、使い方を覚えないと、機械が乱雑に使われてしまう。管理者もいないと機械の維持もできない。
議長 (武田会長)	その他意見等ございますか。
委員	(なしの声)
議長 (武田会長)	御意見等なしと認めます。 提案通り進めていただきたいと回答します。 それでは次に議事の(２)「スポーツ団体への補助金について」ですが、私に関わる体育協会とスポーツ少年団の審査の為、議長を副会長の大野さんに代わっていただきます。よろしいでしょうか。
委員	(異議なしの声)
議長 (武田会長)	それでは、議長を交代いたします。
議長 (大野副会長)	それでは議事を進めさせていただきます。事務局から説明をお願いします。
事務局 (後藤係長)	それでは議事の(２)「スポーツ団体への補助金について」説明をさせていただきます。 議題の(２)につきましては、スポーツ基本法第３５条に「社会教育関係団体であるスポーツ団体に対し補助金を交付しようとする場合にはスポーツ推進審議会等の意見を聴かなければならない」と規定されていることから、町が補助しております美里町体育協会及び美里町スポーツ少年団の２団体について、補助金要請書が事前に提出されているため、この場で説明させていただきます。各スポーツ団体の補助金については、今後引き続き検討していくこととなりますことから、第三者的に審議会から御意見等をいただき、各団体の活動や補助金要請等に反映されればと考えております。 (資料３及び４について、説明) 以上でございます。
議長 (大野副会長)	ただ今、事務局から(２)「スポーツ団体への補助金について」説明がございましたが、御意見や御質問のある方はいませんか。
武田会長	体育協会の補助金は、登録している団体に、体育協会で査定し、

	各団体に分配をしています。分配の基準は、①子ども達のために使っているか、②活発な活動がなされているか、③体育協会の指針に沿って活動しているかなどで、査定し、総会に諮って分配しています。団体の活動で分配額に差が出ています。
佐々木委員	私は北浦に住んでいるのですが、北浦キッズクラブという団体があり、スポーツ少年団に加盟して補助金の対象になっていますか。
事務局 (後藤係長)	スポーツ少年団に加入していないと、対象にならないです。 加入していないため、助成金は受けていないです。
事務局 (齋藤課長)	北浦コミュニティセンターの事業で行っている団体で、生涯学習の一部として活動しています。 スポーツ少年団に登録していないので、対象ではありません。
佐々木委員	キッズクラブで、いろいろなスポーツを体験しているので、スポーツを始めるきっかけになる。このような団体にも助成をして欲しいと個人的な要望です。
議長 (大野副会長)	その他ありませんか。
早坂委員	体育協会の補助金は、スポーツ少年団へ配分はされているのか。
武田会長	スポーツ少年団は体育協会の加盟団体として登録している。別組織ですが一緒に活動しています。補助金はスポーツ少年団独自分、体育協会の補助金はスポーツ少年団を除いた体育協会の加入団体に配分しています。
早坂委員	スポーツ少年団は、体育協会に所属しているのに、体育協会を通じてもらうのではないか。
武田会長	スポーツ少年団は、体育協会に加盟料だけ払っている。別々の組織なので、別々に町から補助金をもらっている。体育協会の補助金は、スポーツ少年団を除いた16団体に配分しています。
議長 (大野福会長)	他に意見や御質問はございませんか。 何もなければ異議なしということでよろしいですか。
委員	(はいの声)
議長 (大野福会長)	御異議なしと認めます。 議事(2)「スポーツ団体への補助金について」につきましては、適正と認められました。 ここで議長を、武田会長に交代します。
議長 (武田会長)	どうもありがとうございました。 今回提示された案件について審議していただきありがとうございました。

	本日皆様から出た貴重な意見は、書記で会議録としてまとめていただき、町長の方に答申として出していきますが、取りまとめを齋藤課長にお願いしてよろしいか皆さんに伺います。
委員	(異議なしの声)
議長 (武田会長)	それでは、齋藤課長にお願いします。
事務局 (齋藤課長)	皆様からの意見を取りまとめ、町への答申をまとめていきます。
議長 (武田会長)	今日の二つの案件は、町民の皆さんにスポーツに関わっていただくための案件でした。貴重なご意見をいただきありがとうございました。 それでは、事務局にお戻しいたします。
事務局 (後藤係長)	ありがとうございました。 次回の開催については、審議案件が出れば行いますが、トレーニングマシンが導入したならば、見学等も考えていきたいと思えます。 それでは、以上をもちまして、令和3年度第1回美里町スポーツ推進審議会を終了いたします。本日はお忙しい中、大変ありがとうございました。
	【午後7時27分閉会】